

記者発表資料

平成 28 年 11 月 30 日解禁
九州地方整備局
延岡河川国道事務所
延岡市
共同発表



宮崎県内で初めて大瀬川(大貫地区)が都市・地域再生等利用区域に指定されました

平成 28 年 11 月 1 日に延岡市から大瀬川(大瀬大橋下流河川敷地一帯)について「都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書」が提出され、河川敷地占用許可準則に定める要件に該当すると認められるため、同年 11 月 30 日に九州地方整備局長が当該区域を「都市・地域再生等利用区域」として指定しました。

宮崎県内では初めての指定(九州地方整備局管内では球磨川水系川辺川に次いで2番目)です。

1. 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川五ヶ瀬川水系大瀬川の河川区域内で別図に示す区域

(2) 指定年月日

平成 28 年 11 月 30 日

2. 都市・地域再生等利用区域 占用方針

・占用許可を受けることのできる施設

大貫かわまち交流広場及び同広場と一体をなす施設等 (飲食店、売店、鮎やな、川床等)

3. 都市・地域再生等利用区域 占用主体

延岡市

【問い合わせ先】

国土交通省 延岡河川国道事務所 技術副所長 志賀 三智
河川管理課長 永岡 紳一郎

〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889番地

電話:0982-31-1155(代) FAX:0982-33-6907

延岡市 商工観光部 観光戦略課長 熊谷 俊一
観光戦略課 観光振興係 係長 志道 政彦

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

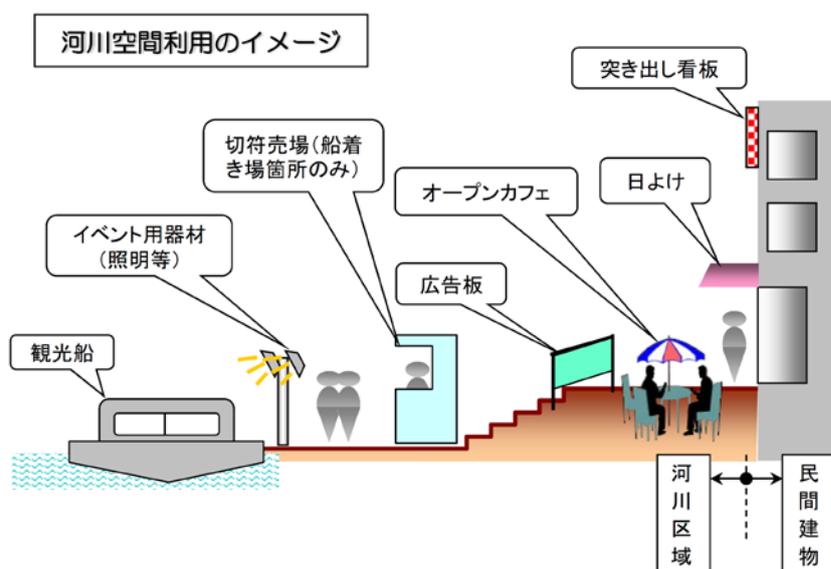
電話:0982-34-7833 FAX:0982-22-7080

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域について

1 「都市・地域再生等利用区域」とは

河川区域内の土地を占用するには、河川管理者の許可が必要であり、その審査基準として「河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）」が定められています。国土交通省では、平成23年3月8日に、河川空間のオープン化を図り、都市及び地域の再生等に資するため、営業活動を行う事業者等による河川敷地の占用を可能とするため、同準則の一部を改正しました。

このことにより、河川敷地の営業活動（オープンカフェやバーベキュー場等）が可能となりました。利用にあたっては、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」を指定することになっています。



2 区域指定までの経緯

| | |
|---------------------------------|---|
| 平成26年9月 | 鮎やかな食事棟通年利活用基準制定 |
| 平成26年12月～平成27年8月 (平成27年5月1日) | 鮎やかな食事棟の通年利用社会実験(1年目) 大貫かわまち交流広場オープン) |
| 平成27年12月～平成28年9月 平成28年11月1日 | 鮎やかな食事棟の通年利用社会実験(2年目) 延岡市より区域指定に関する要望書提出 |
| 平成28年11月30日 | 区域指定通知 |

1) 延岡市における「鮎やかな」の位置づけ

五ヶ瀬川では、産卵のために川を下る鮎の習性を利用した300年以上続く伝統的漁法である「鮎やかな」が秋の風物詩となっており、延岡市を東西に貫流する大瀬川においても「延岡水郷鮎やかな」で獲れた鮎を「鮎やかな食事棟」で提供するスタイルによって取り組まれています。延岡市においては、「鮎やかな」を平成26年3月に策定した「第2次延岡市観光振興ビジョン」に「誘客のための重要な観光資源」とし、同市の観光振興の柱のひとつに位置づけています。

2) 社会実験（鮎やかな食事棟の通年利活用）

平成26年9月に「鮎やかな食事棟利活用委員会（「これからの鮎やかなを考える会」に設置）」において、鮎やかな食事棟の通年利活用に係る利活用基準がとりまとめられ、同基準に基づいて平成26年12月より2箇年にわたり、鮎やかな食事棟を通年利用する社会実験が実施されております（「鮎やかな」オフシーズンは、鮎やかな食事棟を「かわまち交流館」として利用）。

社会実験の取り組みの成果として、各種イベントや河川環境学習等で利用されるようになる等、利活用の裾野が広がっています。

3) 地域の合意形成

都市・地域再生等利用区域の指定については、行政、地元団体代表等からなる「天下一五ヶ瀬かわまち創ろう会」並びに「鮎やかな食事棟利活用委員会」における協議で地域の合意形成が図られました。

4) 延岡市から要望書提出

平成28年11月1日に延岡市から大瀬川（大瀬大橋下流河川敷地一帯）について「都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書」が提出されました。準則に定める要件に該当すると認められるため、平成28年11月30日に九州地方整備局長が当該区域を「都市・地域再生等利用区域」として指定しました。

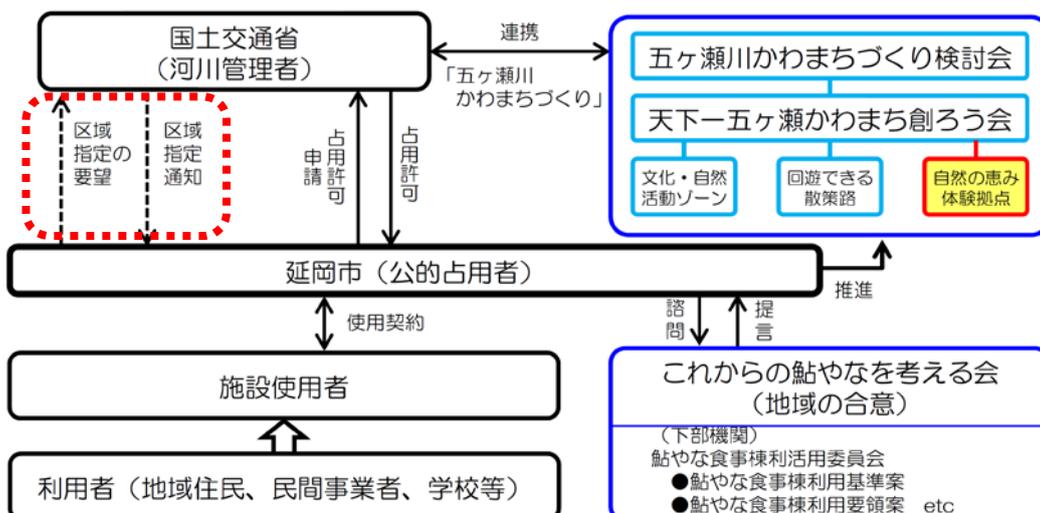
5) 占用は公的主体

今回の区域指定による占用主体は延岡市です。

区域指定後は、延岡市より河川敷地の占用許可申請がなされる予定です。

6) スキーム

都市・地域再生等利用区域における枠組み



【参考】ミズベリング・プロジェクト



かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を、創造していくプロジェクトです。

ミズベリングは、「水辺+RING（輪）」、「水辺+R（リノベーション）+ING（進行形）」の造語。

水辺に興味を持つ市民や企業、そして行政が三位一体となって、水辺とまちが一体となった美しい景観と、新しい賑わいを生み出すムーブメントをつぎつぎと起こしていきます。

詳しくはホームページをご覧ください

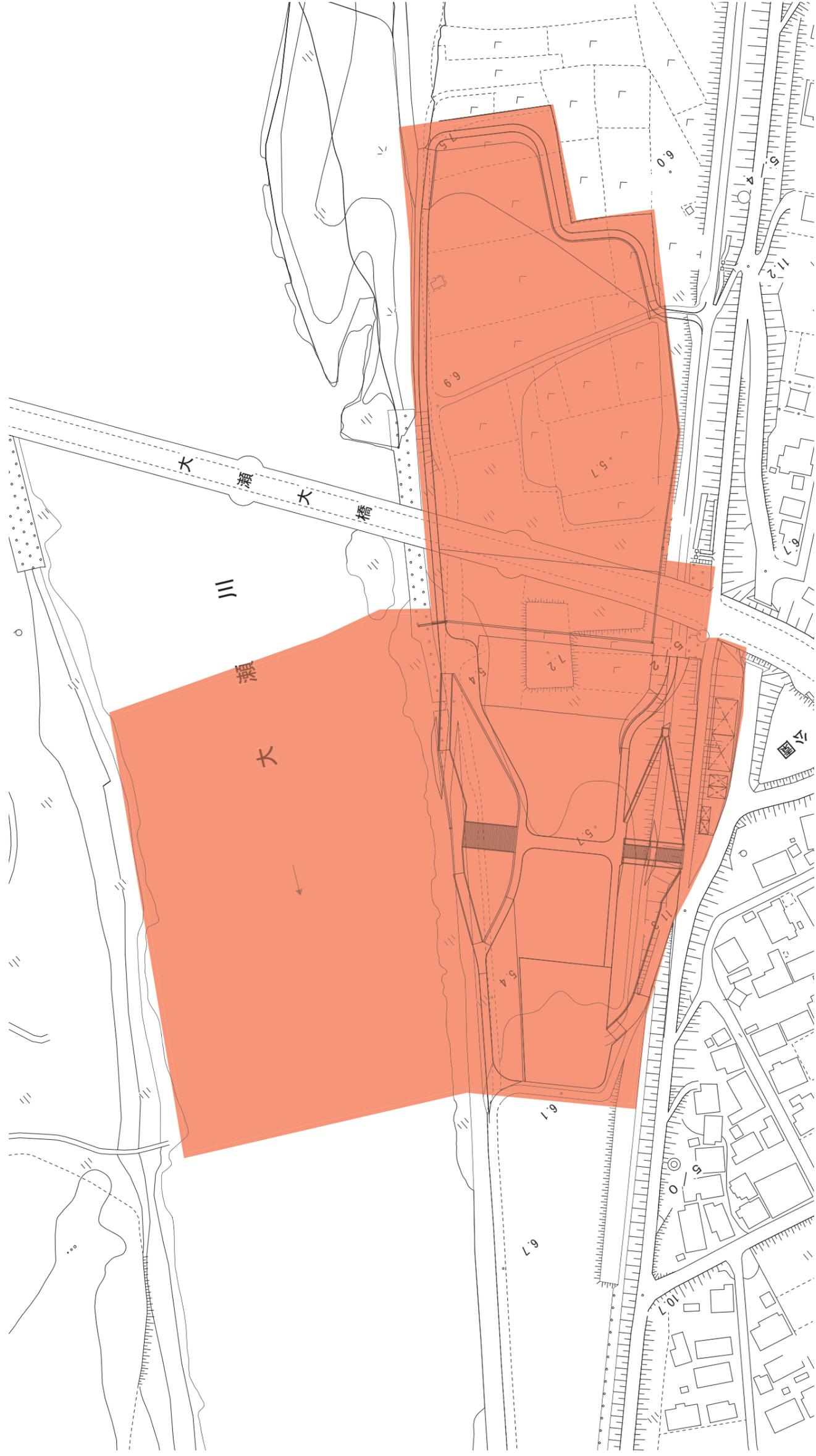
ミズベリング・プロジェクト事務局 mizbering.jp

位置図



宮崎県延岡市大貫町地先

別図 (都市・地域再生等利用区域)



遠景



近景

